

平成 30 年度 第 1 回香川大学医療安全管理監査委員会報告

国立大学法人香川大学医療安全管理監査委員会規則第 2 条に基づき、以下のとおり監査委員会を開催し、医療安全管理についての監査を実施しました。

1 監査の方法

医療法施行規則第 9 条の 23 に準じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、以下のとおり病院長等からの説明聴取及び資料閲覧により報告を求め、その業務状況を検証しました。

2 監査の内容

(1) 医療安全管理体制について

- 1) 医療に係る安全管理体制

(2) 医療安全管理部の活動状況について

- 1) 平成 29 年度 インシデント報告
- 2) インシデントレポート報告（平成 29 年 12 月～平成 30 年 6 月）、死亡退院報告
- 3) 死亡・死産症例
- 4) 指示・伝達インシデント
- 5) 患者誤認
- 6) 緊急コール
- 7) 0～2 年目のインシデント
- 8) 注射
- 9) 転倒転落
- 10) Safety News（平成 29 年度第 13 号～平成 30 年度第 4 号）
- 11) 全体研修「院内暴力」（平成 30 年 2 月）
- 12) 平成 30 年度全体研修「高難度新規医療技術等評価部の紹介」
- 13) 平成 29 年度インシデントレポート報告
- 14) 院内緊急体制・中心静脈カテーテル挿入関連検証結果
- 15) 平成 29 年度プレアボイド報告
- 16) インフォームドコンセント整備について

17) 平成 29 年度安全管理のための職員研修出席状況

18) リスクマネージャ会議資料周知確認報告状況

(3) 高難度新規医療技術等について

1) 高難度新規医療技術等評価部の活動状況

2) 高難度新規医療技術、未承認新規高度管理医療機器及び未承認新規医薬品の評価体制

3) 高難度新規医療技術及び承認新規医薬品の審査状況

4) 「未承認新規医薬品評価部門」、「未承認高度管理医療機器評価部門」における審査対象の明確化について

3 監査の結果

(1) 医療安全管理体制について

医療に係る安全管理体制については、問題なく法令等に基づく適切な体制が整備できていると認められた。

(2) 医療安全管理部の活動状況について

医療安全管理部の活動状況については、インシデントレポート報告体制、死亡事例の把握・報告体制、安全管理研修等、活発かつ適切に実施されていると認められた。

(3) 高難度新規医療技術等について

高難度新規医療技術等の導入については、適切な体制が整備され、適正に実施されていると認められた。